

和合町 自主防災隊 設置要綱

第1章 総 則

第1条（設置目的）

和合町自治会は、規約第5条（3）に掲げる目的達成のため、自主防災組織を設置する。

この組織は、地域の連帯と相互扶助の精神にもとづいて、日頃から防災意識の高揚を図るとともに、地震・風水害等の災害が発生した場合においては、災害応急対策に万全を期し、地域の秩序と住民福祉の確保を図るものとする。

第2条（組織の名称）

自主防災組織の名称は、和合町自主防災隊（以下「本隊」という。）という。

第2章 組 織

第3条（組織とその任務）

第1条の目的を達成するために、本隊に次の部門を置き、別に定める任務を遂行する。なお、災害の状況によっては、各部門相互に協力して任務にあたる。

1. 組織の構成

【災害対策本部】

- (1) 本 部
- (2) 情報部
- (3) 消火部
- (4) 避難誘導部
- (5) 救護部
- (6) 物資部
- (7) 避難所運営部
- (8) ポンプ隊

【部隊】

- (1) 部 隊
- (2) 組
- (3) 防災隊各班
 - ア). 情報班
 - イ). 消火班
 - ウ). 避難誘導班
 - エ). 救護班
 - オ). 物資班

組織詳細図は、防災計画書 別紙－1 参照

2. 各部門の任務

各部門業務詳細は、防災計画書 防災計画 3－（2）任務分担 参照。

第3章 隊 員

第4条（隊員の役務及び定数）

本隊隊員の役務及び定数は次の通りとする。

- | | | |
|-----------------|-------|--------------------|
| (1) 隊長 | 1名 | |
| (2) 副隊長 | 若干名 | |
| (3) 隊長補佐 | 1名 | |
| (4) 防災専門官 | 若干名 | |
| (5) 総務担当、防災各部部長 | 1～2名 | |
| (6) ポンプ隊長 | 1名 | |
| (7) 防災各部の副部長 | 1～2名 | |
| (8) 専門職 | 10名程度 | |
| (9) 無線係 | 10名程度 | |
| (10) ポンプ隊隊員 各部隊 | 2名 | 計 16名(内班長2名、副班長2名) |
| (11) 部隊長 各部隊 | 1名 | |
| (12) 組長 各部隊各組 | 1名 | |
| (13) 部隊長補佐 各部隊 | 1名 | |
| (14) 組長補佐 各部隊各組 | 1名 | |
| (15) 防災各班 各部隊各組 | 2名 | (内1名は班長) |

第5条（隊員の選出及び委嘱）

本隊の隊員は、会員の中から次の通り選任し、自治会長が委嘱する。

- (1) 隊長は自治会長をもって充てる。
- (2) 副隊長、隊長補佐、総務担当、防災各部(情報部、消火部、避難誘導部、救護部、物資部、避難所運営部)の部長及びポンプ隊長は、自治会副会長及び知識・技能・経験を有する自治会員の中から選任する。
- (3) 防災専門官は、防災士、防災コーディネーター等防災に関わる専門的知識を有する有資格者で自治会員の中から選任する。
- (4) 防災各部の副部長、専門職及び無線係は、知識・技能・経験を有する自治会員の中から選任する。
- (5) ポンプ隊隊員は、自治会各部から選任し、選任された隊員の中から班長及び副班長を選任する。
- (6) 部隊長及び組長は、自治会各部の部長、組長をもって充てる。
- (7) 部隊長補佐及び組長補佐は、前年度の自治会各部の部長、組長を持って充てる。
- (8) 各部隊の組に所属する防災各班(情報班、消火班、避難誘導班、救護班、物資班)の班員は、各組の自治会員の中から選任し、選任された班員の中から班長を選任する。

2 本隊の隊員については、毎年度当初に名簿を作成し、保管する。

なお、作成した名簿は、各隊員に配布し各人の役割を確認、徹底する。

第6条（隊員の任務）

- (1) 隊長は、本隊を代表し、会務を総括し、地震などの発生時における応急活動の

指揮命令をおこなう。

- (2) 副隊長、隊長補佐は、主に町内の災害対策を指揮し、隊長に事故ある時は、副隊長、隊長補佐の順で隊長を代理する。
- (3) 防災専門官は、必要に応じ隊長をはじめとする役員または隊員に対して防災に関する提言をすると共に、隊長から指示された役務を担当する。
- (4) 総務担当は、他組織との連絡調整及び総務全般を担当する。
- (5) 災害対策本部各部の部長は、各部門を統括する。
- (6) ポンプ隊長は可搬ポンプによる消火活動を統括する。
- (7) 防災各部の副部長、専門職及び無線係は、当該部長の指示のもと、それぞれに定められた任務を遂行する。
- (8) ポンプ隊員は、隊長の指示のもと、可搬ポンプによる消火活動及び救護活動を行う。
- (9) 各部隊の部隊長及び部隊長補佐は、災害対策本部からの指示に従って部隊内の避難救護活動を統括する。
- (10) 各部隊の組長及び組長補佐は、災害対策本部からの指示に従って組内の避難救護活動を統括する。
- (11) 防災隊各班(情報班、消火班、避難誘導班、救護班、物資班)の班員は、組長の指示のもと、それぞれに定められた任務を遂行する。但し、物資班は、災害発生時は災害対策本部へ直行し、物資部長の指揮下に入る。

2 隊員の任務の詳細は別途「防災計画」に定める。

第7条（隊員の任期）

隊員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、やむを得ない事情により任期途中で退任する場合は後任を選任し、前任者の残任期間に充てる。なお、部隊長及び組長は、任期2年目は部隊長補佐及び組長補佐に役務変更となる。

第4章 役員

第8条（役員会において議決権を有する役員）

隊長、副隊長、隊長補佐、総務担当、防災各部の部長の内、自治会において正副会長を務める者は、役員会において議決権を有する役員となる。

2 部隊長及び組長は、役員会において議決権を有する役員となる。

第9条（災害対策本部における本部役員）

隊長、副隊長、隊長補佐、防災専門官、総務担当、防災各部の部長、同副部長及び専門職は、災害対策本部役員となる。

第10条（防災委員）

浜松市自主防災隊連合会が委嘱する防災委員は、隊長、副隊長、隊長補佐、防災専門官、総務担当、防災各部の部長の内から自治会長が推薦する。防災委員は、隊長の要請により意見を述べる事が出来る。

第11条（相談役）

本隊の組織充実を図るため、自主防災隊活動に高度な見識、能力を有する者について、会員に関わらず相談役として若干名を置くことが出来る。相談役は、隊長の要請により意見を提言することが出来る。

第5章 会 議

第12条（会議の種類）

本隊の会議は、役員会、防災計画検討会議及び防災会議とする。

- 2 役員会は、定例役員会として毎月自治会定例役員会に合わせて開催する。
- 3 防災計画検討会議は、防災計画策定及び総合防災訓練計画策定時に開催する。
- 4 防災会議は、防災計画策定後の年度当初及び総合防災訓練直前に開催する。

第13条（会議の構成）

各会議は次の構成により開催する。

- (1) 役員会は、第7条の役員会において議決権を有する役員をもって構成する。
- (2) 防災計画検討会議は、第8条の災害対策本部における本部役員をもって構成する。
- (3) 防災会議は、全ての隊員をもって構成する。
- (4) 隊長が必要と認めた場合は、いずれの会議においても構成員以外の者を参加させることが出来る。

第14条（審議及び協議事項）

各会議では次の審議及び協議を行う。

- (1) 役員会は、本隊の訓練方針の決定、連絡調整等通常活動に関する事項を審議する。
- (2) 防災計画検討会議は、防災計画策定及び総合防災訓練計画策定に関する事項を協議する。
- (3) 防災会議は、防災計画及び総合防災訓練計画を実施する事項について協議する。

第6章 会 計

第15条（経費の支弁）

本隊の運営に関わる経費は、自治会通常総会の承認を得て自治会予算をもって支弁する。

第7章 災害対策等

第16条（災害対策等）

本隊の召集、行動計画等具体的な対応については、別に定める「防災計画書」による。

第8章 要綱の変更等

第17条（要綱の変更）

この要綱を変更する場合は、役員会の議決を経なければならない。

第18条（細則）

この要綱に規定するもののほか、この組織の運営に必要な事項は役員会で定める。

— 附 則 —

この要綱は、令和4年7月3日から施行する